

交通事故に係る書類の提出について

交通事故に遭い、国民健康保険を使って治療を受けた場合は、必ず以下の書類を国保年金課へ提出してください。

(1) 第三者行為による傷病届

※事故の状況は「交通事故証明書」を参考に記入してください。

(2) 交通事故証明書の原本、または損保会社が原本証明したもの

※発行手続きは、事故発生場所の所管警察署へお問い合わせください。

※交通事故証明書が物件事故の場合、または被害者の氏名がない場合は、下記の(6) 人身事故証明書入手不能理由書の原本、または損保会社が原本証明したものも併せてご提出ください。

(3) 事故発生状況報告書（図や説明は詳細を正確に記入してください。）

(4) 同意書

(5) 委任状兼同意書（福祉医療受給者の場合）

(6) 人身事故証明書入手不能理由書（人身扱いの交通事故証明が入手不能場合）

※1 同乗者が怪我をした場合は、相手と運転手の両方が加害者になるため、申請書は2部必要です。

※2 自損事故で同乗者がいない場合のみ、交通事故証明書は不要です。

《連絡先》

半田市役所国保年金課（1階6番窓口）

☎ 0569-84-0651（直通）